

「令和6年度ナミビア共和国・レアアース産業マスタープランの策定に係る調査」企画提案書採点表 【別添4】

提案者：株式会社〇〇〇〇  
 評価日：〇年〇月〇日

**基本的要件** ○ / ×

1. 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の「競争参加者の資格に関する公示」の「3 競争に参加することができない者」に該当しない者であること。
2. 国または政府関係機関等から補助金交付の停止または契約に係る指名停止等の行政処分を受けていないこと。
3. 国(中央省庁)の「全省庁統一資格」令和04-05-06年度における物品の製造・販売に係る一般競争参加者のうち、「役務の提供等」において「A」「B」若しくは「C」の等級に格付けされた者であること。

**業務内容に関する要件** ○ / ×

- A) 必要経費が公募要領の「4. (3) 予算規模」に示す経費の範囲内であること。
- B) 提案書が当該事業の趣旨及び公募要領の内容を十分理解した上で作成されており、応募に必要な情報、資料等を全て含むこと。

**加点項目の配点レベル**

ランク	評価基準	5点の場合	10点の場合	15点の場合
S	通常想定される提案としては最適な内容である	5	10	15
A	概ね妥当な内容である	3	6	10
B	内容が不十分	1	3	5
C	記載がない	0	0	0

評価項目	評価基準	必須	加点	配点	採点欄	評価者コメント (理由・根拠)
------	------	----	----	----	-----	--------------------

**(1) 業務の実施方針等**

業務内容の妥当性、独創性	・仕様書記載の業務内容について全て提案されているか	○		3	13	0	
	・仕様書に示した内容以外の独自の提案がなされているか	○		10			
業務方法の妥当性、独創性	・課題の抽出、分析方法が妥当なものであるか	○		2	14	0	
	・調査項目・調査手法が明確であるか	○		2			
	・機構が示した調査・分析手法以外の独自の妥当な提案がなされているか ・調査・分析手法に事業成果を高めるための工夫がみられるか	○		10			
作業計画の妥当性、効率性	・実施計画・日程等に無理がなく、目的に沿った実現性があるか	○		3	6	0	
	・事業成果達成のために、日程・作業手順等が効率的であるか	○		3			

**(2) 業務遂行能力・事業実施体制**

組織としての業務実施能力	・事業が遂行可能な人員の確保がなされているか	○		3	15	0	
	・事業を行う上で必要な財政基盤、経理処理能力を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有しているか ・契約当事者以外の第三者に漏洩されない守秘体制を有しているか ・公正中立な立場で業務に当たる体制を有しているか	○		2			
	・幅広い知見を持っているか ・優れた情報処理能力を持っているか	○		10			
調査実施の体制	・機構への定期的な報告や打合せに適切に対応可能な体制が組まれているか ・突発的な業務の発生に対して柔軟に対応可能な体制が組まれているか	○		2	12	0	
	・円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれているか ・管理者の経験や知見はあるか	○		10			

**(3) 業務従事者(組織もしくは担当部署)の経験・実績・知見等**

類似業務の経験	・過去5年間に於いて金属鉱物資源に関連する事項の調査を豊富に実施しているか	○		10	10	0	
調査に係る知見・知見等	・金属鉱物資源の鉱山又は精錬所の経済性評価に参加又は実施した経験を有するか	○		5	25	0	
	・レアアースの分離精製過程やコストを決定する要因等、調査で重視される諸事項を理解しているか	○		5			
	・レアアース産業の創出に関する多角的な知見又はアイデアを有しているか	○		10			
	・調査内容に関連する幅広い人的ネットワーク等を有しているか	○		5			

**(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進状況**

ワーク・ライフ・バランス等の推進状況	・ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法若しくは青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定又はこれらの認定の要件に相当する基準を満たしていることの確認を受けているか	○		5	5	0	
評価点/合計	<b>必須点:</b>			<b>30</b>	100	0	0
	<b>加点:</b>			<b>70</b>		0	

評価項目	認定等の区分 ※1、※2	評価点 ※9	※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により評価を行うものとする。 ※2 確認外国人については、認定の要件に相当する基準を満たすと確認された認定と同等の評価点を配点する。
ワーク・ライフ・バランス等の推進状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等	プラチナえるぼし	5点
		えるぼし3段階目 ※3	4点
		えるぼし2段階目 ※3	3点
		えるぼし1段階目 ※3	2点
		行動計画 ※4	1点
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん	5点
		くるみん(令和4年4月1日以降の基準) ※5	3点
		くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) ※6	3点
		トライくるみん	3点
		くるみん(平成29年3月31日までの基準) ※7	2点
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業) ※8		4点	※3 労働時間等の働き方に関する基準は満たすことが必要。 ※4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ※5 次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定。 ※6 次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、※4の認定を除く)。 ※7 次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則 第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定。 ※8 ユースエール認定企業について <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html</a> ※9 評価点の算出過程において、小数点以下の数字は切り捨てる。ただし、小数点以下の数字を切り捨てた結果0点となるものについては0.5点を配点する。